

大阪府立中之島図書館の管理運営業務協定書

1. 業務名称	大阪府立中之島図書館管理運営業務
2. 履行場所	大阪府大阪市北区中之島一丁目2番10号 大阪府立中之島図書館
3. 指定期間	令和 3年 4月 1日から令和 8年 3月 31日まで
4. 指定管理料	金 380,000,000 円 (うち消費税及び地方消費税額金 34,545,454円を含む)
5. 納付金	第9条の規定による

大阪府（以下「甲」という。）は、ShoPro・長谷工・TRC共同事業体（以下「乙」という。）と、地方自治法（以下「法」という。）第244条の2第3項及び大阪府立図書館条例（以下「条例」という。）第6条に規定する指定管理者として、大阪府立中之島図書館（以下「図書館」という。）の施設の管理運営に関する協定を締結する。

両者は、本協定とともに、大阪府が実施した「大阪府立中之島図書館指定管理者募集要項」に定める事項が適用されること並びに指定管理者申請に際して提案した内容について誠実に履行することをここに確認する。

（総則）

第1条 甲は、図書館の管理運営業務（以下「管理運営業務」という。）を指定管理者に行わせるため、乙を指定管理者として指定し、乙の構成員は、この指定を受けて当該業務を共同連帯して行うものとする。

2 乙は、別記1大阪府立中之島図書館指定管理者業務仕様水準書（以下「水準書」という。）に定めた水準並びに法その他の関係法令及び条例その他の関係規程並びに本協定に基づき、当該業務を実施しなければならない。

3 前項に明記されていない事項があるときは、甲乙協議して定める。

（設置目的と使命の理解）

第2条 乙は、図書館を「公の施設」として、関係条例の趣旨、府施策との調和を図ったうえで、施設の設置目的及び使命を理解したうえで、業務を行うものとする。

（指定期間）

第3条 乙は、本協定が終了したとき（指定期間が満了したとき又は第22条に規定する指定の取消しがあったときを言う。以下同じ。）に管理運営業務を終了し、再び指定管理者として業務を行わない場合は、甲に図書館を明け渡さなければならない。

2 管理運営業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（基本的な業務の範囲）

第4条 図書館の管理運営における業務の範囲は次に掲げる事項とする。

- (1) 多目的スペースの利用の承認、その取り消しその他の利用に関する業務
- (2) 図書館の維持及び補修に関する業務（ただし、別表1に掲げるリスク分担表の範囲による。）
- (3) その他施設の管理運営に係る業務で図書館が特に必要と定めて指示する業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1水準書に定めるとおりとする。

3 図書館は、法第244条の2第8項及び第9項に規定する利用料金制を採用しており、乙は、当該利用料金を自らの収入として業務を行うものとする。

総収入/指定管理委託料が1.2以上1.25未満の場合	利益の45%
総収入/指定管理委託料が1.25以上1.3未満の場合	利益の40%
総収入/指定管理委託料が1.3以上の場合	利益の35%

- 2 甲は、前項に従い、乙に対し、納付金の請求をするものとする。
- 3 乙は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に、支払わなければならない。

(乙による備品等の購入等)

第10条 管理運営業務に必要な備品等の購入費用は、乙が負担する。

- 2 前項に基づき乙が購入した備品等は、本協定が終了した後、すべて甲が所有するものとする。ただし、甲乙協議の上、乙が所有するものとすることもできる。
- 3 乙は、第1項の規定により購入した備品等は大阪府財務規則第6章に準じ管理するものとする。
- 4 乙は、第1項の規定により購入した備品について、次条の規定により甲から無償貸与された備品及び乙所有の備品と区別して管理しなければならない。

(甲による備品等の貸与)

第10条の2 甲は、管理運営業務を遂行するために別冊「貸与物品リスト」に示す備品等(以下「物品」という。)を乙に無償貸与するものとする。

- 2 乙は、前項の物品を常に善良なる管理者の注意をもって管理し、各年度9月末日及び3月末日における物品の保管状況を甲に書面により報告しなければならない。なお、乙は、当該物品と乙所有の備品等を区別して管理するものとする。
- 3 乙は、物品が修理可能な範囲で破損、汚損した場合は乙の負担により修理し、常に良好な状態に保つものとする。
- 4 乙は、乙の故意又は過失により物品が滅失若しくは修理不可能な程度に破損し、又はその返還がその他の理由で不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 5 乙の故意又は過失によらずして、物品が滅失若しくは修理不可能な程度に破損し、又はその返還がその他の理由で不可能となったときは、甲は自己の判断により、適宜、補充することができる。なお、乙は、物品を廃棄しようとするときは、文書により事前に甲の承諾を得なければならない。
- 6 甲は、甲の発意により新たに備品等を購入し、乙に貸与する場合は、その旨通知するものとする。この場合、本条各項の規定が適用されるものとする。
- 7 本協定が終了したとき、再び指定管理者として業務を行わない場合は、乙は物品を甲の指定する日までに甲の指定する方法で返還しなければならない。

(リスク負担)

第11条 管理運営業務に伴うリスク負担については、別表1のとおりとする。ただし、別表1に定める以外の事項については甲乙協議により決定するものとする。

- 2 乙は、施設、設備、外構を維持補修するときは、あらかじめ甲の文書による承認を得るものとする。ただし、緊急を要する場合の必要最低限度の維持補修については、事後速やかに甲に文書により報告するものとする。
- 3 甲は、維持補修の目的又は内容が、公序良俗に反し、又は施設の性格や趣旨を損なうおそれがあると認めるときは、承認しない。
- 4 乙は、甲の承認による造作その他の費用を乙が投じた場合において、甲に対して買取や返還などの請求権を行使することはできない。
- 5 法令改正により、施設利用者の生命身体の安全を確保するための施設躯体の改修が必要となった場合に限り、改修に要する費用を甲が負担し、その他の必要となった維持補修の場合は、乙が負担する。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、当該管理運営業務の履行に際しては、個人情報保護の重要性に鑑み、大阪府個人情報保護条例(平成8年大阪府条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。)第53条の3の規定及び別記2「個人情報取扱特記事項」により取り扱うものと

する。

- 2 乙が第4条に規定する業務に伴い取得した個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報に関して、当該個人情報本人から開示、訂正等の申出があった場合は、甲の指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、当該管理運営業務の処理上知りえた秘密を第三者に漏らし、又は管理運営業務の執行以外の目的に使用してはならない。本協定が終了した後も同様とする。

- 2 乙は、自己の使用人その他の関係人に前項の規定を遵守させなければならない。
- 3 乙は、第1項の秘密に属する管理運営業務内容等を他人に閲覧させ若しくは複写させ又は譲渡してはならない。本協定が終了したときは、甲の指示に従い、かかる秘密情報が含まれる一切の媒体を返却または廃棄するものとする。

(文書管理)

第14条 乙は、当該管理運営業務に関し作成する文書について、事務能率の向上に役立つよう常に正確かつ迅速に取り扱い、適正に管理しなければならない。

- 2 前項の文書の保存期間等については、大阪府行政文書管理規則（平成14年規則第122号）の規定に準じるものとする。
- 3 乙は、本協定が終了したとき、再び指定管理者として業務を行わない場合は、甲又は甲の指定するものに対し、必要な文書を引き継がなければならない。

(個人情報、データ等の管理)

第15条 乙は、当該管理運営業務の履行に際して入手した個人情報、データの管理に当たり、漏洩、滅失、き損及び改ざん等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。

(情報公開)

第16条 乙は、当該管理運営業務に関し甲が指定する書類を図書館に備えておき、一般の閲覧に供するものとする。

- 2 甲は、前項の書類を一般の閲覧に供するとともに、甲のホームページに掲載するものとする。

(人権研修の実施)

第17条 乙は、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、年に1回人権研修を行うものとする。

(モニタリング（点検）の実施)

第18条 甲は、指定管理者評価委員会の意見を踏まえた評価表を作成する。

- 2 乙は、甲から示された評価表の各評価項目について自己評価を行い、評価結果を甲に報告するものとする。
- 3 甲は、乙から提出された評価表をもとに、各項目ごとの評価及び年度評価を行い、評価結果を指定管理者評価委員会に報告し、その指摘・提言を踏まえた対応方針を策定し、次年度以降の事業計画等に反映するよう乙と協議する。
- 4 甲は、指定管理期間の最終年度の前の年度に、それまでの年度評価、改善指導・是正指示の状況とを踏まえた総合評価を行い、指定管理者評価委員会に報告する。
- 5 甲が行う総合評価結果が最低評価であった場合には、次回の指定管理者選定時における乙の採点評価については「管理に係る経費の縮減に関する方策」を除いた得点について10%の減点率を乗じるものとする。

(利用者満足度調査の実施)

第19条 乙は、施設満足度を高めるため、「公の施設等における利用者満足度調査」を実施するものとする。

(審査請求の取り扱い)

第20条 乙がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、法第244条の4の規定により取り扱うものとする。

(原状回復)

第21条 乙は、本協定が終了したときは、乙が破損又は汚損した部分を現状に回復するものとする。但し、施設等の価値を高めた場合又はやむを得ないと認められる場合において、甲の承認を得たときは原状回復を不要とする。また、天災その他不可抗力により事業を継続できないと甲が判断したときも不要とする。

(甲の指定取消し)

第22条 甲は、乙に継続して管理運營業務を行わせることが困難であると認めるときは、指定を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消したときは、乙はそれによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。その賠償額は、甲乙協議してこれを定める。
- 3 第1項の規定により指定を取消した場合において、乙が業務を実施した相当部分を超える指定管理料を甲から受け取っている場合は、超えた部分の指定管理料を甲に返還するものとする。

(損害の賠償)

第23条 乙は、管理運營業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、管理運營業務を開始する日までに、次に掲げる内容と同等以上の保険契約を締結し、指定期間中、当該保険契約に引き続き加入しなければならない。なお、契約の締結にあたっては、甲を追加被保険者とする。

(1) 施設賠償責任保険

(ア) 対人賠償 1事故につき：10億円、1名につき：5億円

(イ) 対物賠償 1事故につき：5億円

(2) 昇降機賠償責任保険

(ア) 対人賠償 1事故につき：1億円、1名につき：2,000万円

(イ) 対物賠償 1事故につき：500万円

- 3 乙は、前項の規定に基づく保険契約について、保険証券及びその他その内容を証する書面を甲に提出しなければならない。
- 4 第1項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。損害には、甲に実際に生じた弁護士費用が含まれる。

(自主事業)

第24条 乙は、甲の承諾を得て本施設の設置目的等を損なわない範囲において、乙の責任と費用により、本業務の実施効果を高める付帯的サービスを実施することができる。

(第三者への委託の禁止等)

第25条 乙は、管理運營業務の全部または主要な部分を第三者に委任し、又は請け負わせるはならない。

- 2 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合に限り、管理運營業務の一部(主要な部分を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。この場合において、乙は、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。
- 3 乙は、前項の承諾を得ようとするときは、第三者に委託等を行う業務の内容・範囲、受任者又は下請負人の所在地・業者名・代表者名、契約予定金額その他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。
- 4 第2項の場合において、乙は、次に掲げる者を受任者又は下請負人としてはならない。

(1) 入札参加停止措置を受けている者(ただし、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止の措置を受けたものを除く)

(2) 入札参加除外の措置を受けている者

(3) 役員等、経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められる者

- (4) 役員等、経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (5) 役員等、経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められる者
 - (6) 乙の役員等、経営に事実上参画している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 5 乙は、受任者又は下請負人が、大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例 58 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、甲に提出しなければならない
- 6 甲は、乙が第 4 項各号のいずれかに該当する者を受任者又は下請負人としている場合は、乙に対して、当該委任又は下請契約の解除を求めることができる。当該契約の解除を行った場合における一切の責任は、乙が負うものとする。

(指定の辞退等)

- 第26条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、あらかじめ理由を明示した書面により、甲に申し出なければならない。
- 2 前項の場合において、甲は、乙と協議の上、その処置を決定するものとする。

(施設等の利用)

- 第27条 甲は、管理運営業務を遂行するために必要な施設等を、無償で乙に利用させるとともに、乙も公の施設としての設置目的を果たすために甲が指定する事業への優先的な取扱いを図るものとし、その詳細については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(重要事項の変更の届出)

- 第28条 乙は、構成員の定款、事務所の所在地又は代表者に変更等があったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

- 第29条 乙は、管理運営業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備しなければならない。また、諸規則、体制票等を甲に届け出なければならない。提出した書類に変更が生じた場合は、速やかに届け出るものとする。

(業務の引継ぎ方法)

- 第30条 乙は、本協定が終了したとき、再び指定管理者として業務を行わない場合は、甲又は甲の指定するものに対し、管理運営業務の引継ぎ等を行わなければならない。
- 2 前項の場合において、乙は、甲又は甲の指定するものが図書館の管理運営業務に関して業務に係る情報伝達、引継ぎ等の協力を求めた場合は、可能な限り協力するものとする。
- 3 管理運営業務の引継ぎのために要する費用は、乙及び甲が指定するものがそれぞれ負担するものとする。なお、指定期間満了後において、引継ぎに要した費用については、甲が指定するものが負担するものとする。
- 4 その他の管理運営業務の承継に当たって必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(協議)

- 第31条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を所持する。ただし、原本については、代表法人が所有することとし、構成員各社は、その複写を所持することとする。

令和3年4月1日

大阪府

(甲) 代表者 大阪府大阪市北区中之島一丁目2番10号
大阪府立中之島図書館
館長 小原 理恵

(乙) 代表法人 東京都千代田区神田神保町二丁目30番地
株式会社小学館集英社プロダクション
代表取締役社長 都築 伸一郎

構成員 東京都港区芝二丁目6番1号
株式会社長谷工コミュニテイ
代表取締役社長 三田部 芳信

構成員 大阪府吹田市広芝町18番24号
株式会社図書館流通センター 関西支社
支社長 金子 哲弥